



川本町商工会 情報誌

No269 令和7年1月発行

商工会は行きます 聞きます 提案します

SHOKOKAI MAGAZINE

年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

令和7年の新春を迎え、地域の皆様におかれましては、新たな目標や期待を胸に新しい一步を踏み出されていることと存じます。私たち商工会としても、地域の皆様とともに新たな一年を力強く歩んでいく覚悟を新たにしております。

さて、全国的には景気回復の兆しを取り沙汰されていますが、私たち地方においてはまだまだ厳しい状況が続いております。少子高齢化や人口減少といった課題に直面する中で、地域の事業者の皆様が活動が停滞しないよう支えることが、私たち商工会の重要な役割であると改めて感じております。

しかし、厳しい環境の中にも川本町には明るい話題が多くあることは希望です。例えば、昨年から地域で盛り上がりを見せている女子野球の活動は、子供たちの未来を育むと同時に、地域の交流や新たな魅力を創出しています。また地域医療を支える要である加藤病院の新築移転工事が順調に進み、来年の完成後には住民の皆様が安心や利便性がさらに向上することでしょう。そして、地域の安全安心を守る治水関連工事も大きな進展を見せており、これらの取り組みが、地域全体の未来を明るく照らしてくれることを期待しています。

こうした明るい動きを、私たちの未来につなげていくためには、地域全体の活力をさらに高めることが重要です。そのためには「関係人口づくり」という新たな視点を持ちながら、観光事業や地域資源を活用した取り組みを一層推進していく必要があります。また、何より地域の各事業所の皆様が元気に活動し、事業の発展を目指せるような環境づくりを支えていくことが、私たち商工会の使命であると考えています。

本年も、商工会は皆様とともに、地域活性化や新たな挑戦に向け力を尽くしてまいります。一人ひとり、一つひとつの事業所の力が結集することで、地域全体の大きな力となり、未来を切り拓いていくことが出来ると信じています。

結びに、皆様の健康とご多幸、そして事業の発展を心よりお祈り申し上げます。本年もどうぞ変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願いいたしまして年頭のご挨拶といたします。



川本町商工会 会長 本山修二

令和6年分決算・確定申告のお知らせ

令和6年分 確定申告

納付の期限等のお知らせ

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
納期限 納付の期限	令和7年 3月17日 (月)	令和7年 3月31日 (月)
振替日 振替納税をご利用の場合	令和7年 4月23日 (水)	令和7年 4月30日 (水)
延納分 延納をご利用の場合 <small>※納期限と振替日は同じです。</small>	令和7年 6月2日 (月)	

- 決算申告に必要なもの
- ・ 令和6年12月末の決算棚卸表
 - ・ 預金・借入金の残高証明
 - ・ 令和5年分の決算申告書の控え
 - ・ 令和6年分の収支が確認できるもの
 - ・ 医療費等の証明書（補填があった場合は金額がわかるもの）
 - ・ 給与所得・公的年金等の源泉徴収票
 - ・ 国民年金、国民年金基金の支払証明
 - ・ 生命保険料、地震保険料の控除証明
 - ・ 国民健康保険税の納付額



ご準備はお早めに



歳末お年玉抽選券プレゼント 抽選会を開催しました

◆ 前回好評につき、今年度も、各店舗で設定した配布ルールで★



景気回復の一助として企画している歳末お年玉抽選券イベント。

32店舗のご参加をいただき、たくさんのお客様にお買物頂いた結果、7,592枚の抽選券を発行させて頂きました！



🏆 当選賞品【商工会商品券】

- 特等 10,000円 10本
- 1等 5,000円 22本
- 2等 2,500円 43本
- 3等 1,000円 152本



受け渡し作業についてもご協力頂きありがとうございます。

事前お知らせ

物価高騰対策の商品券が今年度中には発行される予定です。その際にはご協力よろしくお願ひいたします。



子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ

出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

出産後職場復帰奨励金

奨励金

10万円 [1制度導入] 上限 20万円

詳細はこちら



奨励金

労働者30人未満の事業所、かつ初めて
本奨励金を申請する事業所の場合

20万円/人

詳細はこちら



上記以外の
常勤労働者
50人未満の
事業所

10万円/人

主な要件

- 次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和6年度(4/1~3/31)内に一定の利用実績があること
 - ア 時間単位の有給休暇制度
(対象) 18才までの子どもがいる労働者
(実績) 対象者1名が合計8時間以上利用
 - イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)
【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
(対象) 3才以上小学6年生以下の子どものいる労働者
(実績) 対象者1名が合計20日以上利用
 - 申請期限:支給要件を満たした翌日から6か月以内
- ※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも活用していただくことができます。

主な要件

- 育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- 労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
- 申請期限:支給要件を満たした翌日から6か月以内

※奨励金は、事業者にお支払いを致します。※奨励金の用途に定めはありません。※要件を満たした労働者は、何人でも申請できます。

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)
対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

西日本自動車共済のおススメ

島根県内の中小事業者
個人事業主の皆さまへ

自動車共済なら
島根県商工会
連合会の団体割引を
ご利用いただけます!



(注) 団体割引30.0%は令和6年10月1日から令和7年9月30日までの共済期間の初日とする共済契約に適用されます。割引率は団体のご契約台数と損害率により毎年見直しされ、変動する場合があります。団体割引適用について詳しくは共済代理店にお問い合わせください。



- ① 商工会 会員(事業者・個人事業主)さま
- ② ①の従業員の方
- ③ ②のご家族(同居の親族・別居の扶養家族)
も団体割引30.0%の適用対象ですよ!

川本町商工会

ADDRESS: 島根県邑智郡川本町川本558-10
TEL (0855)72-0123 FAX(0855)72-2516
MAIL: kawa-sho@skyblue.ocn.ne.jp

◎ホームページはこちら◎

川本町商工会

<https://kawamoto.shoko-shimane.or.jp>

つながるかわもと

<https://www.tsunagaru-kawamoto.jp>



Instagram
こちらから
フォロー歓迎です



Facebook
よろしく
お願いします



お得な情報、
重宝する情報
をお届けする
メールマガジンです。

川本町商工会メール配信
重宝サービス

